

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年8月24日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 岡山駅前ビル

所在地 岡山市北区駅前町一丁目1番105 他

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社成和

住 所 岡山市北区駅前町一丁目1番1号

代表者の氏名 代表取締役 千原 行喜

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

I 駐車場の位置及び出入口の数と位置

(変更前)

No.	位 置	収容台数
No. 1	別添図面 2	50 台
No. 2	別添図面 2	67 台
合計		117 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
No. 1	別添図面 2	117 台

②大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

I 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

No.	出入口の数	位 置
No. 1	出入口 1 箇所	別添図面 2
No. 2	出入口 1 箇所	別添図面 2
合計	出入口 2 箇所	

(変更後)

No.	出入口の数	位 置
No. 1	出入口 2 箇所	別添図面 2

II 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

No.	駐車可能時間帯
No. 1	午前 8 時 00 分から午後 11 時 00 分
No. 2	午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分

(変更後)

No.	駐車可能時間帯
No. 1	午前 8 時 00 分から午後 11 時 00 分

(4) 変更年月日

令和 4 年 4 月 18 日

(5) 変更する理由

既設の届出駐車場が岡山駅前再開発事業に伴い解体されるため

2 届出年月日

令和 3 年 8 月 17 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 3 年 8 月 24 日から令和 3 年 12 月 24 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課